

鳥取県告示第 260 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長 坂根國之	倉吉市越殿町 1409	J A 鳥取中央福祉センターひだまり居宅介護支援事業所	倉吉市上福田 522-3	平成 19 年 3 月 19 日